

就学援助ご希望の保護者のみなさまへ

「雫石町就学援助費受給申請書（兼 口座振込依頼書・委任状・認定台帳）」に必要事項記載のうえ、収入に関する添付書類等を添えて、お子様の通っている学校へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、きょうだいで学校が同じ場合は1部提出、小学校と中学校に分かれる場合はそれぞれの学校に1部ずつ提出となります。

記

1 提出書類

- (1) 雫石町就学援助費受給申請書(兼口座振込依頼書・委任状・認定台帳)…各学校1部
- (2) 世帯の収入に関する書類
- (3) 児童扶養手当受給者証の写し
- (4) 就学援助費を振込む口座通帳の写し
- (5) 就学援助対象者の学校給食費の納付確認について（お願い）

2 提出期限 令和6年4月12日（金）

3 添付書類について

令和5年1月から令和5年12月までの世帯収入が確認できる、次のいずれかの書類を添付してください。なお、同一生計の家族全員（収入のない学生、扶養家族になっている方は除きます。）の書類が必要です。収入の申告を行っていないため書類提出ができない場合は、速やかに申告を行い必要な書類を揃えていただくようお願いいたします。

◆令和5年分源泉徴収票（複数ある場合は全て）（写し可）

◆令和5年分確定申告書の控え（写し可）

◆令和6年度町・県民税申告書の控え（写し可）

【注】「所得証明書」は、令和6年6月上旬以降でなければ令和5年中の収入等が反映されません。今回の添付書類として使用することはできませんので、「所得証明書」は取らないようお願いください。

また、次に該当する場合は、全ての項目について必要な書類を提出してください。

◆年金を受給している方（障害年金や遺族年金も含まれます）	年金額改定通知の写し、又は令和5年分公的年金源泉徴収票の写し
◆児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当受給者証の写し（受給金額が記載されているもの）
◆雇用保険を受給している方	雇用保険受給資格者証の写し（認定期間、受給金額、支給日が分かるもの）
◆収入の無かった方（失業中など）	令和6年度町民税・県民税申告書の写し

4 申請書記載上の留意事項

(1) 申請書について

申込日、保護者住所、氏名、連絡先電話番号を記載後、押印してください。
(シャチハタ等は不可)

(2) 「就学援助費振込口座」について

申請者名義の口座を記載してください。
通帳の表紙の写しなど口座が確認できる書類を添付してください。

(3) 「児童生徒の状況」について

学年については令和6年度の学年を記入してください。
アパート等の家賃がある場合は、必ず住居の形態欄に記入をしてください。

(4) 「家族の状況」について

年齢の欄には、令和6年4月1日の年齢を記入してください。
世帯分離や援助の有無に関わらず、同居する家族を全員記入してください。

(5) 「生活費、養育費等の援助の状況」について

援助を受けている場合は、具体的に記入してください。

(6) 「就学援助を受けたい理由」について

援助が必要な理由について具体的に記入してください。

5 就学援助費の支給方法について

就学援助費支給が決定した場合、申請のあった口座へ振込みになります。(支給は、7月、12月、3月の年3回です。)ただし、学校徴収金(教材費等)の滞納がある場合は、口座振込みではなく、学校を通じて就学援助費が支給される場合があります。

なお、学校給食費の納入方法を確認するため、「学校給食費直接納付同意書」も必ずご提出ください。



以上、ご不明な点については、各小中学校または
教育委員会担当までお問い合わせください。

雫石町教育委員会 学校教育課 就学援助担当

〒020-0595 雫石町千刈田5番地1

電話 019-692-6412 (学校教育課直通)